

陳情第27号

高額療養費制度の負担上限額引き上げの白紙撤回を求める意見書の国への提出を求める陳情書

(陳情主旨)

高額療養費は、同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担分が高額になった場合に、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分を後日払い戻す制度です。すべての世代で1,250万人が利用しています。

しかしながら、厚生労働省において、現役世代の保険料の負担軽減等を目的として、自己負担限度額引き上げの検討が行われています。

引き上げ期は年収により細かく設定されていますが、例えば年収370万～770万の層では、最終的に1か月あたり最大5万8,500円の負担増となり、月額負担が13万8,600円に達する可能性があります。

こうした負担増に対し、がん患者や難病患者で構成される3団体が、2025年1月29日に「高額療養控費制度引き上げ反対」のオンライン署名を実施しました。

わずか5日間で7万人を超える署名が集まり、多くの患者・家族の声が寄せられていることが報じられています。「現役世代の中には、仕事や日常生活を続けながら、ぎりぎりの範囲で毎月医療費を支払い続けている患者とその家族もいる、負担上限額が引き上げられれば上限まで支払っている患者、特に”長期にわたって継続して治療を受けている患者とその家族”にとっては、生活が成り立たなくなるなど、治療の継続を断念せざるを得なくなる可能性が高まる」としています。

また、開業医などで構成される全国保険医団体連合会(保団連)が、がん患者の子育て支援団体「キャンサーペアレンツ」の有志と共同で調査を行っています。

調査では「病気で収入が減る、治療費や子育て費用がかさみ、現状でも家計が厳しい」との回答が5割を超え、医療費負担が増えた場合に「治療中断を考えている」との回答が4割、「治療回数の減少を考えている」との回答が6割(複数回答)、「子どもの

進路変更を検討せざるを得ない」5割を超える等、深刻な実態が明らかになっています。

これだけの影響を及ぼしながら、厚生労働省の試算によると、保険料の引き下げ額は月90円から400円程度にとどまる見込みです。

高額療養費制度は、がん患者をはじめとする重篤な疾患の治療を受けながら高額な医療費を支払う患者・家族にとって、まさに「命綱」といえる制度です。今回の制度「見直し」は、その命綱を断ち切るに等しいものです。

患者団体の声を受け、石破前総理は「年4回以上は自己負担額の見直しを凍結」を打ち出しました。円安・原油高等による異常な物価高や「令和の米騒動」により多くの県民・国民は生活苦にあえいでいます。今求められるべきは医療費の窓口負担の引き下げです。凍結はいずれ解凍されます。県民・国民の暮らしと健康を守るために、負担上限額の引き上げの検討を撤回すべきです。

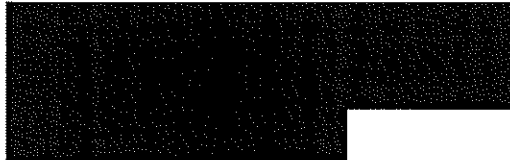
以上の趣旨から、地方自治法第99条にもとづき、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、内閣官房に対する意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

(陳情項目)

- 1 高額療養費の自己負担限度額の引き上げを白紙撤回してください。

2025年11月17日

陳情者



流山市議会議長 石原 修治 様